

省令

附則

この省令は、昭和三十七年五月十九日から施行する。

●農林省令第二十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十号）第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十七年五月十五日

農林大臣臨時代理

国務大臣 三木 武夫

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項第三号中「尾道系崎、境、小松島、新居浜」を「田辺、姫路、尾道系崎、呉、岩国、境、浜田、小松島、新居浜、今治、松山、高知」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。